

第9 地域の安全を守る活動

1 地域の安全・安心を確保する交番・駐在所

(1) 交番・駐在所の活動

地域住民にとって最も身近にある交番・駐在所は、道内に交番が312か所、駐在所が398か所あります（令和6年4月1日現在）。交番・駐在所の警察官は、地域住民が日常生活で不安に感じていることや困りごと等を把握して、地域住民と一緒に問題の解決に取り組み、地域の安全を守る活動を行っています。

ア パトロール、立番

地域住民を事件や事故から守るため、昼夜の別なくパトロールを行ったり、交番の外に立って周囲を警戒する立番などを行いながら、事件や事故が発生した際には、真っ先に現場に駆けつけて各種警察活動に当たったり、不審者に対する職務質問、地域住民に対する声掛けや防犯指導などを行っています。



【警察官によるパトロール】

イ 巡回連絡

担当地域の家庭や会社、店舗等を訪問して、防犯指導や地域住民の意見・要望の聴取を行うとともに、緊急時の連絡に役立てるため、巡回連絡カードの記載をお願いしています。

ウ 地理教示

地域の特徴を盛り込んだ管内図等を活用し、来訪者に地理教示を行っています。

エ 各種届出の受理

落とし物等の届出を受けるほか、万一、地域住民が犯罪の被害や交通事故に遭った場合には、直ちに届出を受理し、事件や事故における初動対応に当たっています。

(2) 地域住民との連携・協働活動

ア 問題解決活動

交番・駐在所の活動を通じて把握した要望・意見等の情報から、地域住民の身近な問題を積極的に取り上げ、問題解決を図っています。

イ 防犯支援活動

学校等における防犯教室や交通安全教室、高齢者を対象とした特殊詐欺の被害防止講話等を行っており、寸劇等の特色ある活動を行っている警察官もいます。

ウ 情報発信活動

地域の事件・事故の発生状況や被害に遭わないためのポイント、身近な話題等を盛り込んだ交番・駐在所広報紙を発行し、各家庭に配布するなどしています。

また、特に注意してもらいたい身近な事件・事故については、交番・駐在所速報を作成し、交番・駐在所の掲示板等を活用して広報したり、広報紙と同じく各家庭に配布するなどタイムリーにお知らせしています。



(3) 住民サービスの向上

警察官が事件・事故の捜査やパトロール等で一時的に不在となる場合、交番・駐在所を訪れる方に不便を感じさせないために、交番相談員を配置したり、不在転送電話を設けるなどして、住民サービスの向上に努めています。

ア 交番相談員

北海道警察では全国に先駆けて、昭和62年に交番相談員制度を導入し、交番相談員が警察安全相談や地理教示、各種届出の受理等の業務を行い、警察官の活動を支援しています。

イ 不在転送電話

交番・駐在所に警察官が不在でも、事務室内の電話機の受話器を持ち上げるだけで警察署と連絡がとれるシステムになっています。

2 110番受理状況

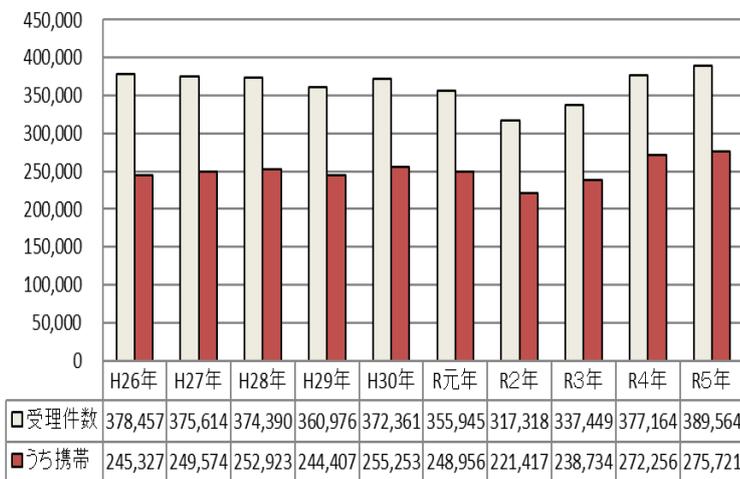
(1) 「110番」制度

「110番」は、昭和29年に事件・事故発生時の緊急通報電話番号として全国統一されました。警察本部(方面本部)の通信指令室で通報を受理すると同時に、現場近くの交番・駐在所、パトカー等に無線指令を行い、警察官を現場に急行させています。

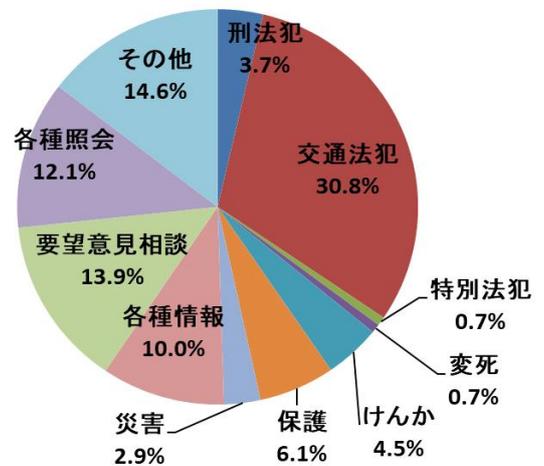
(2) 110番通報の受理件数

令和5年中の道内における110番通報の受理件数は38万9,564件で、前年と比べて1万2,400件増加しました。令和5年中における携帯電話からの通報は、全体の約7割を占めています。

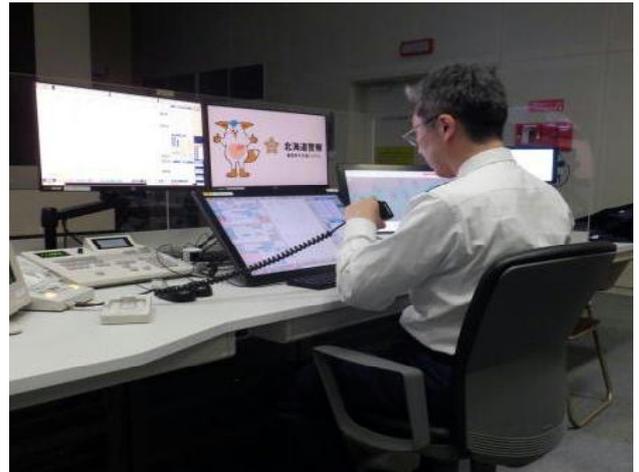
※1日平均受理件数1,067件(1分21秒に1件の割合)



【110番通報の受理件数等】



【110番通報内容別受理状況】



【警察本部通信指令室】

3 聴覚や言語等に障害のある方の110番

(1) 110番アプリシステム

聴覚や言語等に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方がスマートフォンなどを利用して、文字（チャット方式）や画像で通報可能なシステムです。



110番アプリシステムは
こちらから

(2) ファックス110番

聴覚や言語等に障害のある方などは、110番アプリシステムを利用するほか、ファックスによる110番通報をすることができます。

◎ファックス110番の電話番号

- | | |
|----------|--------------|
| ・北海道警察本部 | 011-241-1110 |
| ・函館方面本部 | 0138-51-1110 |
| ・旭川方面本部 | 0166-34-1110 |
| ・釧路方面本部 | 0154-31-1110 |
| ・北見方面本部 | 0157-31-1110 |

